

物流効率化のための設備・システム投資を支援する補助制度のご案内

この度、経済産業省では、中堅・中小の荷主企業の物流効率化のための設備・システム投資をご支援する補助制度「荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業」の公募を開始いたしましたので、お知らせいたします。

対象は、中堅・中小企業の荷主企業です。

なお、基本的に、中堅企業は従業員数 2,000 人以下を指し、荷主には製造業、卸・小売業の事業者だけでなく「3PL」等の事業者も含まれます。

詳細内容は、添付の P D F 及び下記ホームページに記載をしておりますので、是非会員企業の皆様等にご周知いただければ幸いです。

<https://logiefficiency-meti.jp/index.html>

■本補助金についてのお問い合わせ先

物流効率化に向けた先進的な実証事業事務局

荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業

info_logi@logiefficiency-meti.jp

経済産業省 製造産業局

物流効率化に向けた 先進的な実証事業

物流効率化のための設備・システム投資を応援

対象事業

荷主企業(※1)における物流効率化に向けた先進的な実証事業

事業目的

我が国の国民生活・経済を支える社会インフラである物流には、「物流2024年問題」のみならず、構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の危機が迫っています。物流の2024年問題を乗り越え、社会インフラである物流を維持するためには、荷主事業者の行動変容が重要です。物流効率化のための設備投資の支援を通じ、荷主事業者や物流事業者にもたらされる投資効果を明らかにすることを事業目的としています。さらに、本事業の成果については積極的な横展開を行い、投資意欲を喚起していきます。

事業概要

荷主企業の物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入等に係る費用を補助することを通じ、荷主企業の省力化や物流効率化の投資効果を明らかにする実証を行います。

事業期間

交付決定日～2025年2月7日(金)

※1 中堅中小企業の荷主企業が対象であり、3PL等も含まれます。

本公募要領における荷主事業者は、貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者、貨物自動車運送事業者が運送契約に基づき運送する貨物を当該貨物自動車運送事業者を受渡しを行う者、及び受渡しを行わせる者を指すこととします。ただし、貨物自動車運送事業を専業で行う者、倉庫業を専業で行う者を除きます。

公募期間

2024年3月7日(木)～4月3日(水)
17:00必着

公募説明会

2024年3月12日(火) 11:00～12:00
(オンライン開催 Microsoft Teams)
メールにて参加申込受付

補助率・補助上限額・投資下限要件

	補助率(※2)	補助上限額	投資下限要件(※3)
中小企業等	補助対象経費の2/3以内	1億円	300万円以上
中堅企業等	補助対象経費の1/2以内	5億円	5,000万円以上

コンソーシアム形式の詳細は裏面〈コンソーシアム形式について〉を、ご参照ください。

※2 コンソーシアム形式の場合、補助率は、構成員ごとに中小企業等・中堅企業等のどちらに該当するかで決まります。

※3 投資下限要件は、コンソーシアムの場合、大企業も含めてコンソーシアム構成員すべての者の合計で要件を満たすことが可能です。

補助対象経費

機械装置・システム費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、その他諸経費

補助対象となる経費は、物流効率化に資する事業資産(有形・無形)への相応の規模の投資を含むものであり、本事業の対象として明確に区分できるものである必要があります。対象経費は必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、上記の区分で定める経費です。原則、交付決定を受けた日付以降に契約(発注)し、納品・検収等を行い、補助事業実施期間内に支払を完了したものに限り、また、本事業の目的を踏まえ、あくまで輸配送・保管・包装・荷役等と密接に関係している領域に限ることとし、商品自体の二次加工の工程等に関する費用については補助対象外となる場合がありますのでご注意ください。

事業の対象となる具体的な取組内容

「ア」「イ」の2つの要件を満たす物流効率化計画を策定・提出することが必要です。

ア. 利用する物流事業者側の業務効率化

下記のうち(1)若しくは(2)は必須とし、(3)の取組を含めることが可能

- (1) 荷待ち・荷役時間の削減
- (2) 積載率の向上
- (3) その他

輸送ルートの見直し、共同輸配送の実施等、ガイドラインに記載されている取組事項を踏まえて、定量的な目標を設定すること

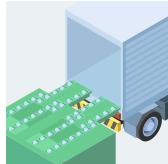
イ. 物流施設側における業務効率化

従業員の補助事業に関わる総労働時間について、設備投資により、機器・システム等の導入前と比較して、3%以上削減すること

機器導入例 (※それぞれレンタル・リースの場合も想定)

入出荷関連

トラックローダー、
フォークリフト、
パレタイザー/デパレタイザー



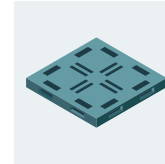
トラックローダー



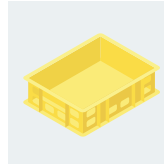
パレタイザー

保管関連

パレット等の物流資材、
洗浄等付属設備、
自動倉庫、保管ラック



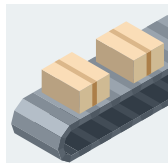
パレット



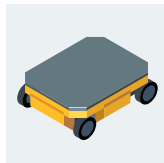
クレート

運搬関連

コンベア、垂直搬送機、
AMR、AGV



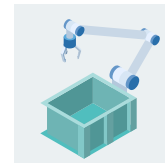
コンベア



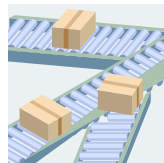
自律走行型搬送ロボット
(AMR)

仕分け関連

自動仕分け機、
無人仕分け機、
ピッキングシステム・ロボット



ピッキングシステム・
ロボット



無人仕分け機

システム導入例

バス予約システム、倉庫管理システム、伝票電子化・物流EDI、AIカメラ・システム、RFID等自動検品システム

詳しくは公募要領を必ずご確認ください。

コンソーシアム形式について

- 連携体(コンソーシアム)を構成して補助事業を実施するものとして、共同申請することが可能です。
- コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が書類の提出等を代表して行ってください。幹事者が業務のすべてを他の者に委託することはできません。
- 幹事者及びコンソーシアム構成員については、特段の理由があると事務局が承認した場合を除き、補助事業として採択された後に変更することができません。
- 投資下限要件は、コンソーシアムを構成するすべての者の合計で要件を満たすことが可能です。
- 荷主事業者に該当する大企業については、中堅・中小企業等とのコンソーシアムに限り、本事業への参画を認め、投資下限要件については、大企業による投資金額も含めて判断することとします。ただし、大企業は補助対象外となります。
- コンソーシアム形式での申請に当たっては、コンソーシアム協定書、コンソーシアム誓約書が必要です。

審査方法と主な注意点、申請方法などの詳細は
特設Webサイトを必ずご確認ください。

特設Webサイト

<https://logiefficiency-meti.jp/>

経済産業省 物流効率化補助金



お問い合わせ先

ご不明な点などありましたら右記までお問い合わせください。

物流効率化に向けた先進的な実証事業事務局

① 荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業

info_logi@logiefficiency-meti.jp